

福井県空き家診断事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家診断を行う事業者を登録することにより、県民が安心して空き家診断を行うことができる環境を整備することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の定めるところによる。

- (1) 空き家診断 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号。以下、「登録規程」という。）の第2条第4項に規定される既存住宅状況調査（以下、「既存住宅状況調査」という。）であって、既存住宅状況調査方法基準に則して実施されるもの。
- (2) 空き家診断士 登録規程の第2条第5項に規定される既存住宅状況調査技術者であって、建築士法第23条の登録を受けた建築士事務所に所属する者。
- (3) 登録事業者 福井県空き家診断事業者として第5条の規定により知事の登録をうけた事業者をいう。

(登録)

第3条 登録を行うことができる事業者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 空き家診断士を雇用している事業者であること。
 - (2) 業を行う建築士事務所について、建築士法第23条に基づく福井県知事の登録を受けた事業者であること。
 - (3) 県民からの空き家診断に係る依頼において、登録事業者としての責務を遵守し実施することを宣誓できる事業者であること。
 - (4) 県税を滞納していない事業者であること。
- 2 前項の登録は3年間有効とする。
- 3 第1項の登録の有効期間の満了後、引き続き登録を希望する空き家診断事業者は、更新の登録を行わなければならない。

(登録の申請)

第4条 前条第1項または第3項の規定による登録を行おうとする事業者は、次の申請書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 福井県空き家診断事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 登録事業者実績書（様式第2号）
- (3) 宣誓書（様式第3号）
- (4) 所属する空き家診断士の既存住宅状況調査技術者登録証の写し
- (5) 建築士事務所登録通知書の写し

(6) 県税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書

(7) その他必要と認められる書類

(登録の決定)

第5条 知事は登録を決定したときは、福井県空き家診断事業者登録通知書(様式第4号)により当該事業者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録事業者は、事業者登録申請書に記載した内容について、変更があったときには、速やかに福井県空き家診断事業者登録事項変更届書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(空き家診断の実績に関する報告)

第7条 登録事業者は、空き家診断の業務を行った場合は、業務を行った翌年度の5月末までに登録事業者実績書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(登録事業者名簿)

第8条 知事は、福井県空き家診断事業者登録名簿(様式第6号)を作成し、市町に送付するとともに、県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

(登録事業者の責務)

第9条 登録事業者は、福井県空き家診断事業者である事を自覚し、県民が安心して空き家診断を依頼できるように誠意をもって良心的に業務を履行しなければならない。

2 登録事業者は、空き家診断の際に知り得た家屋の情報等を他に漏らしてはならない。

3 登録事業者は、県などが行う空き家診断に係る普及啓発活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 知事は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する登録要件を欠いた場合

(2) 前条に規定する事項に反していると認められる場合

(3) 建築士法等に違反した場合

(4) その他特に知事が認める場合

(再登録)

第11条 前条の規定に基づき登録が取り消された事業者は、登録取り消しの日から1年間は、再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合はこの限りでない。

2 知事は、取り消された理由に応じ、再度同様な状況を生じる恐れがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。